

ＯＩＥ／ＢＳＥコード改正に関する専門家会合議事録

日 時：平成 18 年 2 月 7 日（火） 13:00～15:36

場 所：三番町共用会議所会議室

議事次第

1. 開 会
2. 農林水産省消費・安全局参事官挨拶
3. 議 事
 - ①ＢＳＥに関するＯＩＥコード改正提案の概要
 - ②我が国としての対処の方向
 - ③その他
4. 閉 会

議事内容

○釘田動物衛生課長 それでは、まだ委員の方がお一方お見えになっておられません、定刻になりましたので、ただいまから「ＯＩＥ／ＢＳＥコード改正に関する専門家会合」を開催したいと思います。

本会合は、本年 5 月 21 日から、フランスのパリで開催される、国際獣疫事務局（ＯＩＥ）の総会において予定されている、ＢＳＥコードの改正について我が国の対処方針を検討するに当たりまして、専門家の皆様の御意見をお伺いするために開催するものでございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが、開催に当たりまして、農林水産省消費安全局伊地知参事官より、一言ごあいさつ申し上げます。

○伊地知参事官 委員の先生の皆様方には、本当に大変お忙しい中、本日の会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから農林水産行政、厚生労働行政に御支援、御協力をいただいておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省と厚生労働省の共催で開催しておりますこの会合も、今年で第 3 回目を迎えることになりました。今年は、ＯＩＥへのコメントを提出する期限が昨年までより前倒しされたことによりまして、昨年よりも開催時期が 2 か月ほど早まっております。御案内のとおり、ＯＩＥにおきましては、国際貿易上重要な動物の疾病について国際基準の策定、改定作業が進められており、ＢＳＥにつきましても、昨年の総会で継続検討することとさ

れましたサーベイランス基準のほか、BSEコードにつきましても、幾つかの点で改正提案がなされております。詳細につきましては、後ほど担当の方から御説明をいたします。

今後は、OIEにおきましてこの改定提案に対する各加盟国からのコメントを踏まえまして、本年5月に開催されます、第74回のOIE総会におきまして議論が行われる予定になっております。このため、日本政府としてコメントをとりまとめるに当たり、委員の皆様方より、専門的、科学的観点から御議論をいただきまして、御意見を賜りますことができれば、大変幸せだというふうに考えております。

更に、来週14日に開催を予定をしておりますリスクコミュニケーション会合におきましては、消費者等関係者の方々に御議論をいただくこととしております。

政府といたしましては、これらの会合における御議論を踏まえ、我が国としてのコメントをとりまとめ、OIEへ提出するとともに、次期OIE総会において我が国の主張が反映されるよう、最大限努力をしまいたいというふうに考えております。

最後になりましたが、本日お集まりの委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御助言、御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○釘田動物衛生課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日御出席いただいております専門家の委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の2枚目に委員の名簿がございますけれども、一応この名簿順に御紹介をさせていただきます。

まだ、お見えになっておられませんが、消費科学連合会副会長、犬伏様でございます。後ほどお見えいただけるのではないかと思います。

日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長、小沢様でございます。

国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、小野寺様でございます。

国立感染症研究所感染病理部長、佐多様でございます。

前独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター長であられました、品川様でございます。

国立感染症研究所細胞化学部生体分子化学室長、山河様でございます。

財団法人日本生物科学研究所主任研究員、山内様でございます。

国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長、山本様でございます。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター病原・感染研究チーム長、横山様でございます。

国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、吉川様でございます。

本日はよろしく願いいたします。

続きまして、配布資料の確認でございますけれども、お手元にとじたものがあるかと思っております。3枚目に配布資料一覧がございます。

資料1が「BSEコードの改正について」。

資料 2 が「O I E : B S E コード及び B S E サーベイランス基準改正に関する主要論点第 74 回 O I E 総会 (06 年 5 月 21~26 日、パリ)」。

資料 3 が「O I E : B S E コード改正案 (2006)」の日英対照表。

資料 4 が「O I E コード委員会報告書 (2005 年 9 月)」「B S E サーベイランスアドホックグループ報告書 (2005 年 9 月)」。

参考資料として 2 つ。

1 つは「B S E に関する国際基準の改正について」。

もう一つが「食肉の生前／生後検査を通じた家畜衛生及び公衆衛生上のハザードコントロールのためのガイドライン (概要)」。

以上の資料がお手元にお配りされているかと思えます。もし何か足りない資料がございましたら、お申し出ください。

それから、資料 4 につきましては、英文資料でございまして、また大部のものでございますので、配布は委員限りということで、会場にお越しの方々には配布してございません。御了承ください。

本日の会議の進め方について、お諮りしたいと思います。

まず、パワーポイントを使いまして、B S E に関する国際基準の改正の概要を説明させていただきます。その中で、関連がございますので、資料 2 の改正の論点も併せて説明をさせていただきます。

資料 1 というのは、パワーポイントと重複する内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

その説明を行いました上で、この改正内容についての御質問をお受けしたいと思います。その上で、資料 2 の論点整理がされているわけなんですけれども、この論点ごとに御議論をいただきまして、御意見をいただければというふうに思います。

時間的な配分といたしましては、改正概要及び資料の説明とその質疑に約一時間程度。その次に、論点ごとの議論。4 点論点がございますけれども、各 20 分ということで、併せて 1 時間 20 分程度。全体で 2 時間 30 分程度で会議を終わりたいというふうに思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

以上のような取り進め方にしたいと思います。何かございますでしょうか。以上のようなことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速でございますが、これから議事に入らせていただきます。

まず、参考資料を使いまして、B S E に関する国際基準の改正概要について説明させていただきます。それでは、参考資料①というのに、このパワーポイントを打ち出したものがございますので、それも併せてごらんいただきながら、私の方から簡単に御説明をさせていただきます。

(P P)

先ほどもございましたが、この B S E のコード改正に関する専門家の会合というのは、

一昨年、昨年も行わせていただきまして、そのときも同じような説明をさせていただいております。特に、前半のO I Eコードとはどんなものかということについては、同じ資料でございますので、ごく簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

(P P)

今、犬伏様がお見えになりました。よろしく申し上げます。

まず、この「O I Eコードとは？」ということですが、これはW T Oができましたときに、W T O協定上の位置づけといたしまして、動物の健康及び人獣共通感染症に関する国際基準という位置づけが与えられております。これは、具体的に言うとどういうことかといいますと。

(P P)

「国際基準としてのO I Eコード」。この国際基準というのはどういう意味かということになりますけれども、動物なり畜産物の貿易が行われる際に、各国が取り得る検疫衛生措置につきまして、この国際基準に適合する措置、つまりこのO I Eコードに合致する措置であれば、W T O協定に適合しているものというふうになされるということになります。ここには言葉として出ておりませんが、この考え方がW T O協定の中に、よく名前が出てくるかと思いますが、S P S協定の中にこういう考え方が規程されております。

したがって、この国際基準であるO I Eコードの考え方にのっとった貿易措置をとっている限りは、その措置が輸出国から不当な措置としてチャレンジされることはないということになります。

しかしながら、一方でこの国際基準より高いレベルの措置をとる場合がございます。これは、W T Oルール上も可能ではございますけれども、そういった措置をとる場合には、それが科学的に正当な理由があるということを立証する必要があります。これは、後ほども議論になろうかと思いますが、わかりやすい例であえて申し上げますと、例えばS R Mの定義というのが国際基準上は30か月という基準があるわけですが、日本はそれを20か月というふうに、これはS R Mではございませんが、検査で20か月なんです、例えば20か月とした場合に、これは国際基準より高いレベルで措置をとっているというふうになされるわけです。

なぜ日本は国際基準である30ではなくて、20という基準を採用しなければならないかということについては、科学的に正当な理由を立証する責任がある。それができない場合には、輸出国から不当であるという申立てを受けて、W T Oの中の紛争処理の手続きに入るというのが究極の手続きになります。

動物検疫の世界でそういう紛争処理に至った例は、それほどまだ多くはないんですけれども、これからそういった紛争処理もかなり増えてくるのではないかというふうに言われております。したがって、私どもとしては、このO I Eコード、特に日本は農産物の世界最大の輸入国でございますので、日本国内の食の安全なり、あるいは動物の病気から守るという観点に立ったときに、このO I Eコードというのは非常に重要な意味を持ちま

すし、またこれと乖離した措置をとっている例が今でもあるわけなんですけれども、そういった措置をとる場合には、それについてきちんとした科学的な証明を行う必要があるということになります。

こういった意味合いのあるものでございます。

(P P)

次の「O I E コードの策定手続き」でございますが、O I E の国際基準というのは、基本的には最新の科学的知見に基づいてルールがつくられるということでございまして、そういった科学的知見をインプットするのが、最初の「アドホック委員会」でございます。これは、事務局長が任命する専門家で構成されておりまして、議論は非公開ということになります。会議要旨は後ほど公開されて、ホームページ上に掲載されます。

そこでの専門家によるインプットを「科学委員会」というところに持ち込みまして、こちらは総会で選出される加盟国からの専門家で構成されておりますけれども、ここで議論されて、この議論もクロズドでございますが、後ほど会議報告書が公表される。

ここでの議論を経まして「コード委員会」、この「コード委員会」というのがルールを作成する場になります。このコード委員会の委員も総会で選出される専門家で構成されておりまして、同様な会議を持った上でコードの提案がなされます。

本日、御検討いただきますB S E コードの改正案というのも、こういった手続きを経まして、このコード委員会で原案がつくられてきたもの。したがって、今はこの段階にあるわけです。このコード委員会で作成された提案が各国に配布されまして、各国からの意見を今、受け付けているところであるということになっております。

この意見の受付が2月17日までになっておりまして、これは先ほどの参事官のあいさつにありましたが、O I E の意思決定手続きを少し前倒しすることになっておりまして、昨年、一昨年は3月か4月ぐらいにやらせていただいたと思うんですが、そういうことで今年は少し早くこの会議も開かせていただいております。2月17日までに加盟国の意見を出して、その後5月の総会に臨むというプロセスになっております。

(P P)

それでは、現行のB S E コードがどうなっているかということを見させていただきたいと思っております。

コードの構成でございますけれども「無条件物品」というのが、昨年、一昨年非常に議論になりまして、新しい考え方も導入された部分なんです、これは後で御説明いたします。

このコードの中では、各国の「B S E リスク・ステータスの決定基準」というのがありまして、この基準に基づいてカテゴリー分けをしております。

B S E リスクに基づいて、各国のカテゴリー分けの考え方が示されておりまして、従来このカテゴリーというのも5つのカテゴリーがあったわけなんです、昨年の改正で3つのカテゴリーに簡素化されています。

そのカテゴリーごとの貿易の際の条件というのが定められております。

更に、そのカテゴリー分けする際の考え方を補足するものとして、サーベイランス基準が入っているという構成になっております。

(P P)

まず「無条件物品」でございます。

(P P)

昨年の議論を思い出していただけるかもしれませんが、この B S E コードの中では、無条件物品という言い方は従来余りしていなかったんですが、考え方としましては、後ほど出てきますが、B S E ステータス、カテゴリー分けするいろいろなカテゴリー。単純に言いますと、B S E のない、従来清浄国と言っていた国なり、あるいはリスクの非常に高い国、非常に幅があるんですけども、そういった B S E のステータスに関わらず、条件を課すことなく輸入を承認すべき物品。つまり、極端な場合、B S E の発生国由来のものであったとしても、輸入を拒否できない産品ということになります。そういったものとして、ここにある①～⑥まで。牛乳、乳製品なり、牛の精液あるいは皮といったものは、B S E の発生国由来のものであっても、輸入を制限すべきではないというふうにされてきていたわけです。

①～⑥までは従来からあったのですが、昨年の議論で⑦と⑧が付け加わりました。この中で最も大きな影響があるのは、⑦の「骨なし骨格筋肉（機械的除去肉を除く）」でございます。この項目を昨年どういう形で新たに無条件物品のリストの中に入れるかということについて大きな議論があったわけです。その結果、現在のコード上の規定ぶりとして、下の方に注書きされているんですけども「骨なし骨格筋肉（機械的除去肉を除く）」となっておりますが、それに加えて、下の5つの要件が課されています。

すなわち、30 か月齢以下であること。

ピッシング等がされていないこと。

と殺前／後検査、つまり生前検査、生後検査になります。と畜上の生前検査、生後検査を受けること。

B S E 感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと。

S R M によって汚染されないように処理されていること。

これは、いずれも B S E のリスクを軽減するために、非常に有効な措置だということで、こういった条件を加えることによりまして、こういった条件を満たしたものであれば、骨なしの骨格筋肉というのは、B S E の発生国であっても、あるいは B S E のリスクがよくわからない国であっても輸入を認めるべきである。輸入を制限してはならないという考え方になっているわけです。

この点について、昨年大変大きな議論がございまして、特に日本はこの「B S E 感染の疑いがなく、もしくは、感染が確認されていないこと」といったような条文を明示的に書き込むことに非常に力を注いだこともございますし、また E U などはこの 30 か月齢以下と

いうことを付け足すという主張をしたということもありまして、いろんな国のそういった主張を盛り込む形で現在の規定ができていくということになっています。

昨年、この条文が付け足されてまだ1年にしかならないわけなんですけれども、実はこの点について、更に改正案が今回、提案されております。それについては、後ほど御説明いたします。

(P P)

次の「B S E リスク・ステータスの決定基準」でございます。

(P P)

これは、リスク評価に基づくということになりまして、このリスク評価の考え方は2つ。「侵入リスクの評価」と「暴露リスクの評価」がございます。

併せまして、各国の獣医師、農家等を対象とした教育プログラムの実施。

B S E 様症状牛の調査、届出義務。

研究所、診断所での検査の実施。

そういった体制ができていくかどうかということも、決定基準になります。

この中で最も重要なリスク評価につきましてです。

(P P)

「リスク評価に当たって考慮すべき事項」というのが、侵入リスクと暴露リスクの2つに分けられて整理されます。

侵入リスクについては、例えば日本の食品安全委員会でのリスク評価も同様な考え方がとられていると思いますけれども、こういったリスク要因が掲載されています。主には、輸入された反すう動物なり肉骨粉なりということが主体でございます。

これに更にサーベイランスなり疫学調査の結果も考慮するというのが侵入リスクの考え方でございます。

(P P)

暴露リスク。これは、国内で侵入したリスクが循環するといいますか、それが動物に具体的に摂取されるリスクということになるかと思いますが、4つございます。

肉骨粉などに汚染した飼料を牛が摂取することによるB S E 因子の循環、増幅。

2つ目として、反すう動物のと体、副産物、と蓄場廃棄物の利用。

3つ目として、反すう動物由来の肉骨粉・獣脂かすの反すう動物への給与、交差汚染も含むということです。

4つ目として、実施されたB S E サーベイランスの程度とその結果。

こういったことを評価するのが暴露リスクの評価ということになります。

このような侵入リスクの評価と暴露リスクの評価を行った上で、各国のリスク・ステータスを決定していくという手順になりますけれども、その際にもう一つ重要なこととして後ほど出てきますが、サーベイランスがございます。

(P P)

それでは、カテゴリーがどうなっているかということでございます。

(P P)

先ほどもちょっと申し上げましたが、従来、この O I E コード上のカテゴリーというのは5つに分かれておりました。

上から行きますと、清浄国、暫定清浄国、最小リスク国、中リスク国、高リスク国という5つのカテゴリーがあったわけなんですけど、非常に分類の仕方が煩雑であるということもございまして、昨年の総会で3つのカテゴリーに簡素化されています。現在は「無視できるリスク」「管理されたリスク」「不明なリスク」の3つの大ぐくりされることになっています。

このリスクの区分がどうなっているかということはこの表は簡単に整理しているんですけども「無視できるリスク」というのは、従来であれば清浄国あるいは暫定清浄国と言われていたような国が入る、おおむねそういうふうを考えてよかろうかと思います。

これは、リスク評価を実施し、サーベイランスは後ほど出てまいりますけど、B型サーベイランス。A型に比べますと、やや緩和された緩い条件のサーベイランスになります。B S E の発生状況に応じたリスク低減措置と感染牛の処分というのが定められているんですけど、国内で発生がない、あるいは輸入牛でのみの発生の場合には、報告・教育等が7年以上行われ、フィードバンが8年以上行われている。また、輸入牛で発生があったときは、感染牛は当然処分されるといった条件を満たす必要があります。

また、国内発生があったとしても、この無視できるリスクのカテゴリーには該当し得るわけございまして、その際の条件というのは、最終発生から7年以上が経過しているというのが新たに付け加わります。勿論、発生牛の感染牛コホートは処分しなければいけません。

以上のような要件を満たせば「無視できるリスク」に分類されるということになります。

その次のカテゴリーが「管理されたリスク」ということにはなりますけど、無視できるリスクと比べた場合の違いは、リスク評価は当然実施いたしますけど、サーベイランスはA型という、相対的に言えばBよりは厳しいサーベイランスを実施しなければいけません。

B S E の発生状況に応じたリスク低減措置感染牛を処分でございますけど、これは国内で発生がない場合、輸入牛でのみ発生した場合、国内発生があった場合、いずれの場合にしても、リスク低減措置としては、報告・教育等が行われ、フィードバンも効果的に実施されているということが条件になります。その上で、報告・教育等は上のカテゴリーと違いまして、7年未満、フィードバンも8年未満。つまり、無視できるリスクに該当する7年とか8年の期間が満たしていないという場合に、管理されたリスクになるわけです。感染牛等は当然、処分しなければいけません。

これが「管理されたリスク」のカテゴリーの考え方でございまして、この上の2つに該当しないものがすべて「不明なリスク」ということになりまして、例えばサーベイランスもきちんと実施していない、あるいはフィードバンも実施していないといった国は「不明

なリスク」に入ってくるわけです。

以上のような考え方になっております。

(P P)

このカテゴリーは、O I Eがこういう考え方を示しておりまして、従来O I Eは清浄国、暫定清浄国については、加盟国からの修正を受けて、清浄国認定という作業をやっておりました。従来、清浄国に認定された国はまだなかったんですが、暫定清浄国にはたしか5か国認定されていたんですけれども、今回、カテゴリーの区分が変わりましたので、また改めてそこは仕切り直しになると思いますけれども、まず間違いなく従来暫定清浄国であった国は「無視できるリスク」の国に該当することにはなると思います。主には「無視できるリスク」に該当するだろうと思われる国が手を挙げて、自分の国をそういうカテゴリーに認定してほしいということで、そういう作業は今後、行われるものというふうに思われます。

しかしながら、これはあくまでも加盟国が申請して、手挙げ方式で、しかも経費を払ってO I Eに評価をしてもらった上で、そういう「無視できるリスク」に該当するというお墨付きを得るということでございまして、O I Eという組織が能動的に世界の百何十か国をこの3つのカテゴリーに分けるといったような作業をするわけではございません。

(P P)

そのカテゴリーごとの貿易条件になりますけれども、これはコード上は非常に細かく定められているんですが、その中で一番わかりやすい生体牛の例と骨付きの牛肉の例を簡単にごらんいただきます。

生体牛を輸入する際の要求すべき事項としましては、無視できるリスクから輸入する場合は何も条件がございません。つまり、無視できる国から生体牛を輸入する際には、少なくともB S Eに関しては何ら条件を求めてはいけないということになります。

管理されたリスクから輸入する場合には、その輸入しようとする牛、当該牛が備えるべき要件として、ここにありますように3つ。

母牛、その牛が由来する牛群が恒久的な識別制度によって識別されていること。

コホートでないこと。

国内発生がある場合には、フィードバンの効果的実施日以降に生まれたことという条件を要求すべきであるということになっています。

(P P)

この不明なリスクの国から生体牛を輸入する場合に輸入国が要求すべき事項としましては、先ほどより更に厳しい要件になっておりまして、まず相手国に対して国内対策を求めべきである。すなわち、フィードバンの効果的な実施。患畜・コホート牛の処分といったことをやっている国からでなければ輸入を認めないということが出来るわけです。

当該牛が備えるべき要件としましては、先ほどと似ていますが、3番目のフィードバンの効果的な実施日から2年経過した後に生まれた牛。この2年というのが更に付け加わり

ます。こういった条件を求めるべきであるというふうにされています。

これが生体牛の貿易です。

(P P)

次に、骨付き牛肉について同じように見てみますと、無視できるリスクから輸入する場合には、と殺前後の検査。いわゆる生前、生後検査を実施すること。これのみを求めることになっています。

管理されたリスクから輸入する場合には、その牛肉が由来する牛、あるいはその肉が備えるべき要件としまして5つございます。

と殺前後の検査に加えて、ピッシングが行われていないこと。SRMを含まないこと。30か月齢超の牛由来の機械的除去肉含まないこと。併せて、③と④による汚染がないように、完全に除去されることといった条件を求めることになっています。

(P P)

これが不明のリスク国から輸入する場合には、更にこの条件が厳しくなりまして、⑥以降で、先ほどは30か月齢を超えた牛由来だったんですが、ここでは12か月と基準が下がっています。12か月齢を超えた牛由来の機械的除去肉を含まないこと。

⑦というのは、全くこのカテゴリーだけ要求されることとございまして、脱骨の過程で露出する神経組織、リンパ組織を含まないことという、非常に厳しい要件が課されます。

その上で⑤～⑦による汚染がないように完全に除去されることということで、リスクの程度に応じて、こういった相手に求めることのできる条件も厳しくなっているというという考え方でつくられております。

(P P)

次に「SRM（特定危険部位）の定義」でございしますが、これも昨年の総会で一部見直しがなされましたが、現在では非常に単純にわかりやすくなっております。

まず、無視できるリスクというカテゴリーの場合には、そもそもSRMという概念がないということになりまして、あと二つのカテゴリーの場合は、まず扁桃と回腸遠位部につきましては、すべての月齢の牛についてSRMとされます。

管理されたリスクの場合は、脳、脊髄、脊柱といった部位については、30か月齢以上の牛のものがSRMとされます。

それに対しまして、不明のリスク国の場合は、この月齢基準が下がりまして12か月齢以上のものはSRMというふうに定義されます。

現在、このような考え方になっています。

(P P)

先ほど出てまいりましたサーベイランス基準でございまして。

(P P)

これも、昨年の総会で従来のサーベイランスの考え方が大きく変わりました。その内容でございしますが、従来は牛群の中の100万頭に1頭の感染牛を摘発できるレベルというこ

とで、リスク牛、高リスク牛を中心に、牛群の規模に応じて年間何頭以上のサンプリングをすべきといったような考え方で基準が示されていたんですけども、新しいサーベイランスの基準におきましては、ポイントバリュー方式と言っていたかと思いますが、点数制になっています。こういった牛群からサンプリングするかによりまして、ポイントが異なっておりまして、リスクの高い牛を検査するほど高いポイントが稼げます。そのポイントを積み上げまして、類型して一定のポイントを稼げば必要な基準をクリアするというふうにみなされるわけです。

そのときに、リスクの異なる牛群というのが4つに分けておりまして、最もリスクが高いのが1番目のBSE様症状牛。いわゆる神経症状などを示す牛ということになるかと思いますが、これが30か月齢以上超でございます。

2番目が、それに次いでリスクが高いとみなされるものとして、歩行困難牛、あるいは緊急と殺牛、30か月齢を超えるもの。

3番目が、農場での死亡牛、30か月齢を超えるもの。

最もリスクの低いものというのが一番下でございまして、通常の食用に回ると殺牛ということでございます。36か月齢を超えるもの。

この4つに牛群を分けております。

(P P)

その上でサーベイランスの種類が2つございます。より強いサーベイランスである「A型サーベイランス」と、より弱いサーベイランスである「B型サーベイランス」なんですけど、このA型サーベイランスは、リスク評価の結果、先ほどの侵入リスク、暴露リスクといったことを行った上でリスク評価を行った結果として、無視できるリスクと評価されない場合にA型サーベイランスを実施しなければならないということになっています。

このA型サーベイランスの考え方は後ほど数字が出てきますが、考え方としては、95%の信頼性で、成牛群における有病率が10万頭に1頭の検出が可能というレベルです。これは、従来100万頭に1頭という考え方をとってございましたから、それに比べますと、非常に緩やかなサーベイランス基準になったということが言えようかと思います。

B型サーベイランスは、同じくリスク評価の結果「無視できるリスク」と評価された場合、すなわち、一番上のきれいなリスクのないカテゴリーに分類される。評価された場合には、このB型サーベイランスでいいということになっています。

この場合は特に、臨床症状牛を対象に実施する。

後ほど出てくる点数制の考え方は、95%信頼性で、5万頭に1頭の検出が可能。更に、A型より半分の検出感度ということになります。

現在のカテゴリー「無視できるリスク」に分類されるまでの間、最大7年間実施されたサーベイランスのサンプル規模を維持するというような考え方になっています。

(P P)

具体的なサーベイランスの基準がこの表に示されています。

いろいろなやり方が考えられますけれども、ある国で先ほどのような牛群から牛を抽出してサーベイランスを行った場合に、この次に表が出てきますけれども、その牛群ごとに点数が与えられておりまして、それを類型して、例えば一番上の欄になるんですけれども、その国に100万頭以上の成牛がいた場合、30万ポイントというのを点数として獲得すれば、このA型サーベイランスを達成したということになります。B型サーベイランスはその半分ということです。

この成牛群のサイズは、最大が100万頭と比較的小さいですので、牛の数が多き国は、恐らくこの一番上を達成してしまえば終わりということになるのではないかと思います。そういう意味では非常に緩やかな基準になっているのではないかと思います。

(P P)

一頭一頭の牛に与えられるポイントが次の表に出ておりまして、これは先ほど見ていただいたリスクが異なる4つの牛群ごとに、更に年齢ごとにポイントが与えられておりまして、一見してわかりますように、非常にカテゴリーごとに極端な重み付けの差がございます。BSE様症状牛には、非常に高いポイントが与えられているのに比べまして、特に通常と殺牛はコンマ以下のポイントしか与えられていないということで、結局ある国にBSEがあるかどうかを摘発する手段として、症状牛を検査するのは非常に有効であるけれども、と畜場の通常と殺牛を検査するのは余り有効でないという考え方にのっとっているわけです。

これについては、昨年も若干御議論いただいたかと思うんですが、余りにもポイントの重み付けが極端なのではないかということ、私どもも昨年もそういう主張もしたんですが、なかなかデータとしてきちんと出すのが難しい面もございまして、とりあえずこの表のポイントが現在OIEでは採用されております。

以上が、現在、昨年採択された現行のOIEコードの考え方でございます。

(P P)

これにつきまして、更に今年5月に向けて改正案が提出されています。

本日、御議論いただきたいと思っておりますのは、ここから先のことなんですけれども、大きく4点ございます。これについては下にございますように、2月17日までに意見を出しまして、その上で総会までの間に、いろいろ加盟国間でも、あるいは事務局との間で議論をする機会があるかもしれませんし、最終的には5月の総会でもまだまだ議論の余地がございますので、必ずしもこれで決まりということではないんですが、勿論事務局提案でありますので、一定の方向性は示されているというふうに考えなければいけないと思います。

(P P)

まず改正案の1つ目が「骨なし骨格筋肉の条件の変更」ということございまして、最初の方で御説明いたしました、いわゆる無条件物品の中にこの骨なし骨格筋肉というのが昨年追加されたんですが、それに課されている5つの要件のうち2つを削除するという

提案でございます。

その2つは「30ヶ月齢以下であること」。

それから、私どもが非常にこだわって付け足したものなんですが「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと」という2つの要件については、もう不要ではないかという提案が現在、示されています。

この考え方については、必ずしもはっきりしていないんですが、30か月齢という基準については、必ずしも科学的な根拠がないというような説明。

1つ漏らしましたが、4つ目の「BSEの感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと」を落とすのとセットで、1つ上の「と殺前／後検査」、従来はこれを受けていることという要件だったんですが、今回はそれに合格していることというふうに表現ぶりがちょっと異なります。これは、恐らくセットで考えておられまして、私どもは、生前検査あるいは生後検査で、このBSE感染牛をきちんと排除する必要があるという考え方に立って、それを明示的に示すためにこの4番目の赤い字で消されているこの要件を追加することに非常に力を注いだわけなんですけど、恐らく今回事務局の提案によれば、生前検査、生後検査に合格しているということは当然のこととして、そういうBSEの感染牛、あるいは疑いのある牛は除かれるんだという解釈をとっているものだというふうに思われます。

ただ、そういう考え方で本当にいいのかどうかということは、まだ議論の余地があるかと思しますので、後ほどまたいろいろ御意見をいただきたいというふうに思っております。

(P P)

2つ目の改正案です。この表は先ほど見ていただいた表なんですけど、この中の「無視できるリスク」のカテゴリーの国内発生がある場合のリスク低減措置。従来、最終発生から7年以上経過していれば、このカテゴリーになり得たんですけども、今後、この考え方を変更しまして、8年以内に国内で出生した牛で発生がないという考え方に変えようとしています。つまり、出生時期で区切ろう。発生時期ではなくて、出生の時期で区切ろうという考え方をとろうとしているようございまして、これはこの病気が飼料規制によって新たな感染を防げるという考え方に立てば、ある意味合理的なのかなというふうに思いますが、こういった基準にすることがいいのかどうかという問題があるかと思ます。

併せて資料2の論点を御説明するつもりだったんですが、漏らしてしまいました。

1つ戻っていただきます。

(P P)

先ほど御説明した骨なし骨格筋肉ですが、これの論点について資料2にまとめてございますので、これを読み上げたいと思います。

骨なし牛肉に課されている条件のうち「30か月齢以下」及び「BSE感染の疑いがなく、

もしくは感染が確認されていない」との条件が削除されているが、①「30 か月齢以下」という要件を課すことには科学的根拠がないという提案についてどう考えるか。また、月齢要件そのものを撤廃することについてどう考えるか、という論点が1つです。

もう一つは、②「BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない」という要件は、同一文中の「生前／生後検査の合格」によってそのような牛は自動的に排除されることから不要であるという提案についてどう考えるか。

大きな論点としてこの2つを後ほど御議論いただきたいというふうに思います。

(P P)

これは先ほど御説明いたしました、この変更に関する論点といたしましては、読み上げます。

国が「無視できるリスク」に区分されるために満たすべき要件のうち「自国産牛における最終発生が7年以上前に報告されたこと」を「いかなる自国産牛におけるBSE発生例も8年以上前に出生していること」に変更することとされているが、①発生の確認時期からBSE感染牛の出生時期に変更するのは、肉骨粉給与規制の効果に着目したものと考えられるが、このことについてどのように考えるか。

②として、8歳以上の高齢牛のみでBSEの発生が確認されている国は「無視できるリスク」の要件を満たす可能性が出てくる。この場合、現行規定では8歳以上の高齢牛であってもSRM除去等の貿易条件が課されないこととなるが、このことについてどう考えるか。

こういった矛盾が生じるのではないかということです。

(P P)

それでは、次の3点目の改正提案ですが、サーベイランス基準の改正がございまして、これはこの赤書きしてあるところが新たに付け加わっております。要は「『無視できるリスク』を証明できない」わけですから、その下のカテゴリー、管理されたリスクになるのですが、その管理されたリスクでA型サーベイランスを一旦達成すれば、その後はその半分の規模でいいところのB型サーベイランスに移行できるという考え方追記されたということです。ちょっとこれがどういう意味を持つのかよくわからない点もあるのですが、とりあえず、こういう考え方が新たに付け加わっています。

(P P)

もう一つ、サーベイランス基準の変更がございまして、累積ポイントにかかわらず、すべての臨床的に疑わしい牛に対する検査を実施する旨の規定を新設。すなわち、先ほどの30万ポイントとかというポイントを稼げば、一応形式上はサーベイランス基準を達成できるのですが、最もリスクの高い牛を見逃しては問題があるだろうということで、この規定が盛り込まれているのだろうと思います。

もう一つは、各加盟国の判断で、4つのカテゴリーのうちの真ん中の2つなんですが、「緊急と殺牛等」と「死亡牛」の統合を可能とする旨の規定を新設する。これはなかなか

カテゴリーごとに実際に牛が例えば農場で死亡した、あるいは何か病気で緊急と殺された場合に、どのカテゴリーに分類するかというのはなかなか難しい面がございまして、とりあえずの対応として、この真ん中の2つは統合してもいいという規定ぶりになっておりますが、これに関連しましては、先ほどの資料2の2ページ目の3番目ですが、論点としまして3つございます。

A型、B型サーベイランスの摘発水準（A型：10万頭に1頭、B型：5万頭に1頭）については、加盟各国の実行可能性を考慮して設定された水準であるが、この水準についてどう考えるか。

2つ目、サーベイランスの対象牛群を4区分としているが、臨床症状牛に重点を置いたポイント配分となっていることについてどう考えるか。また「臨床症状牛」はBSEの摘発率において優位性があるため単独で存続させるものの「緊急と殺牛等」と「死亡牛」については、どちらに区分すべきか判別が困難な場合を想定して両群の統合は可能とするという提案についてどう考えるか。

3つ目、すべての臨床的に疑わしい牛については、累積ポイントにかかわらず検査されるべき旨の提案についてどう考えるか。

以上の3つです。

(P P)

最後になりますが、その他の改正提案としまして2つあります。

まず「BSE発生時に処分が必要な牛の範囲の変更」。いわゆるコホートと呼ばれているものに、フィードコホートとバースコホートの2つがあるわけなんです。そのうちバースコホートという言葉でよかったと思うんですが、要は感染牛から発症前の2年間、あるいは発症後に生まれた子牛については、コホートとみなして処分が義務づけられます。これは、いわゆる垂直感染の可能性ということから出てきている概念だと思うんですが、これについては今回、その考え方を削除するという提案がなされています。恐らく、これまでそういう垂直感染が証明された例がほとんどないということなんだろうというふうに思いますが、これが1点です。

(P P)

最後になりますが「リスクアセスメントの対象の明確化」。先ほど御説明した侵入リスクの評価の項目として幾つかあったんですが、ここでTSE因子という考え方をとっていたんですが、これをBSEに置き換えてあります。恐らく、BSE以外のTSEとの関係というのがほとんど証明されていないということだろうというふうに思います。

この4番目の「輸入された生体動物」というのが「反すう動物」に限定されている。

こうすることで侵入リスクの考え方が少し修正されているということでございます。

これについての論点としましては2つございます。

コホートの範囲から「BSE臨床症状発病前2年以内又は発病後にBSE感染雌牛から生まれた全ての産子」を削除するという提案についてどう考えるか。

もう一つは、リスクアセスメントの対象について、BSE以外のTSEがBSE因子によるリスクを決定するという疫学情報がないことから、従来の「TSE因子の存在の有無」を「BSE因子の存在の有無」に、更に「輸入された生体動物」を「輸入された反芻動物」にそれぞれ変更するということとされているが、このことについてどう考えるか。

以上でございます。

以上で参考資料の現行コードの考え方とその改正案の考え方、及びその改正案に関する主要な論点について御説明させていただきました。

それでは、これまでの説明につきまして、とりあえず全般的な御質問なり御意見なりがありましたら少し議論していただきました上で、各論点ごと議論に移りたいと思いますので、何かございましたらどなたからでもお願いいたします。

○品川委員 こういう改正がある場合には、それぞれの改正点についての科学的な根拠が付けられた形で提案されているのでしょうか。そのところはいかがでしょうか。

○川島国内防疫調整官 先ほど釘田の方から御説明しましたように、コード改正提案がコード委員会で議論される前に2回ほどアドホックの専門家会合、科学委員会での議論を経た形で提案されます。

今回のアドホックのサーベイランスのアドホック委員なりコード委員のレポートは、今回資料4-①、4-②という形で添付をさせていただいております。

例えばでございますが、資料4-①をごらんいただきますと、ページ数で申しまして4ページ目でございます。先ほども申しましたように、コードはBSE以外、いろんな疾病を対象にしておりますが、9番でBSE、昨年9月のコード委員会でどのような議論が行われたかという概要がここに記述をしてあるわけでございます。

そこで例えばでございますけれども、5ページをお開きをいただきまして、上から3つ目のパラでございますけれども、いわゆる無条件物品、例えば30か月齢のところにつきましては「no scientific basis for this age restriction」ということ。資料4-①の5ページの第3パラにコード委員会の考え方が、こういう形で示されております。また、いわゆる患蓄なり、そういった疑いのあるケースではないということにつきましては、「was also deleted as the ante-mortem and postmortem inspection specified in the same sentence would automatically exclude such animals」ということで、生前／生後のインスペクションによってそういう疑いのある牛は自動的に排除されるということがその理由である。このレポートそのものが科学的根拠として十分であるかどうか。あるいは更にその議論をしていただくためにデータが開示されるべきものがあるかどうかということについては、御議論いただきまして、そういうものが必要であれば、当然私どもとしてそういう資料の提供を求めてまいりたいというふうに考えております。

○山内委員 今のことに続けてですけれども、アドホックグループで議論していたのはサーベイランスだけなんです。科学委員会のことは釘田課長は触れられたんですが、資料は付いていない。科学委員会がどんな提案をコードコミッションに出したのかわからない。

コードコミッションは今、説明があったような形で30か月齢をやる必要ないとか、幾つかのことを言っていますが、まずコードコミッションはメンバーにプリオンの専門家が1人も入っていないんです。委員長がUSDAの行政官であって、あと全部行政とかそういう人たちで、どれだけ科学的な議論が行われているのかこれではわからない。ですから、そういう科学的根拠をきちんと出していただかないと、我々としては背景がわからないと思います。

○吉川委員 細かいところは後で議論になると思いますけれども、全体を通して受けた印象は、去年も、OIEは何をすところなんだという議論があったと思うんですけれども、今度の新しいクライテリア、あるいはサーベイランスのポイント制で2つのことをOIEは保証できるのだろうかと思います。

1つは、貿易を通じて人の健康危害に対して、こういう評価でリスクが回避できるか。

もう一つは、こういう貿易を通して本当にBSEを撲滅できるのか。その科学的根拠はあるんだろうかというのを、私は非常に疑問に感じたんです。あるいはBSEと共存していくプログラムなのか、その辺がちょっと全体として見えてこない。OIEのスタンスそのものがみえません。個々の貿易項目についてはそれぞれあるのかもしれないけれども、OIE自身がどういう戦略でBSEに立ち向かおうとしているのか。それは、家畜の側からも人の側からも、どうも私にはだんだんわからなくなってきたので、できれば、一番最初にこういうスタンスで臨んでいって、こういう科学的根拠で5万頭に1頭ならいいんだ、10万頭に1頭ならいいんだということが説明されていないと、何か小手先の数字がどうこう言われても、全体が余り見えてこないというふうな印象を受けます。

○小野寺委員 いろいろ改正点を提起してあるんですけれども、30か月齢以下という文章を外そうとか、BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないことという文章も外そう。これはどこから出てきたかということはあるんですけれども、大体OIEのいつもの提案は、問題解決よりはむしろ問題提起ということで、もしこれに賛成だったら何も言わないですけれども、大体いつも何かの意見が出るはずで、ですから、もしここで反対しないと、後で具合が悪くなるということがあるのではないかと思います。

○釘田動物衛生課長 ありがとうございます。

今日の専門家会合は専門家からの御意見をお伺いするという場として考えておりまして、私どもも一応事務局としてこのOIEの提案はそれなりに分析しておりますし、また5月の総会には我が国を代表して会議に出ますので、そういう責任がある立場ではございますけれども、今日のところは先生方の御質問に私どもが答えるということでは必ずしもなくて、この提案について専門家の委員の方々の間でいろいろ御議論をしていただいて、それを私どもはお聞かせいただきながら、5月の総会に向けて、あるいは今度の2月17日に迫っておりますが、コメント出しに当たっていろいろお知恵をいただければということでございますので、必ずしもコメントに適切な御回答を私どもは用意できないかもしれませんが、御自由に御議論いただければと思います。

どうぞ。

○横山委員 質問が1つあるんですが、1月中下旬にアドホックが1回開催されていますが、まさにこのことを話し合ったというふうに聞いているんですけども、その情報は何かお持ちでしたら紹介していただければと思います。

○川島国内防疫調整官 1月に1週間弱のアドホック会合、BSEの専門家でイギリスのマシューさんとかといった方が参加をされたアドホック会合があったというふうに承知をしておりますが、その際のレポートについては今、事務局の方でとりまとめているところでございまして、まとまり次第当然加盟国に配布されると思います。それにつきましては、委員の先生方にまた配布なりをさせていただきたいと思っておりますが、今のところ詳細は承知しておりません。

○山内委員 では、私が言ったアドホックのは前の方の報告であって、新しい方のはまだ配られていないんですね。わかりました。

○佐多委員 似たようなお話になるんですけども、いつもOIEコード改正のタイムスケジュールというのが、5月に総会があってそこで議論されて、今日お示しになったような格好で決まったというのがありますね。その後、アドホックが開かれるのは9月ですか。9月とか10月とか。そうすると、4か月ぐらいの間にこの結論がひっくり返っていくというような流れになっていくんですか。そして、その後またアドホックが開かれて、そのアドホックの中ではごく一部だけ議論されていて、それが更に科学委員会ではまた別のことが議論されていて、コード委員会が開かれると、そこにまた全然別の結論がここに入ってきて、それで各国に提案される。それがまた2か月前にアセスメントになる。そうすると、毎年総会で決まっているということはどういう意味を持つのかということがさっぱりわからないというのが正直な印象です。そして、先ほども御質問がありましたけれども、改正された内容の科学的根拠というものがほとんどごく数語の単語で表現されているだけであって、そのデータが示されているわけではない。

そうなると、科学的な形で意見出しをしろと言いながら、その前提条件の科学的データが示されない場合に、どういうふうに科学的に議論をしていって意見を伝えていったらいいのかというのが、みんな当惑してくるのではないかとというふうに思います。

ですから、その辺のことはOIEの事務局のスタンスなのかもしれないけれども、そういうルール上のものをどういうふうに議論を進めていくのかという1つの流れを、やはりはっきりさせていただくということはある程度要求してもいいのではないかとというふうに思います。

○釘田動物衛生課長 今の御指摘ですけども、同様の御指摘を恐らく昨年なり一昨年もいただいているかと思います。OIEの意思決定手続について、なかなか外からわかりにくい面があると言われております。透明性が若干低いのではないかとということも言われております。

私どももこういった専門家会合でのそういった御意見も踏まえまして、OIE総会の場

ではかなりそのことを強く主張しています。加盟国の中で最もO I E事務局にうるさがられているメンバー国なんですけれども、透明性の向上、あるいは参加国の意思決定過程への積極的な参加を認めるようにしてほしい。つまり、今は一部の選ばれて国、あるいは選ばれた専門家でそういう議論が行われて原案が形づくられているわけなんですけれども、そういった議論の過程に関心のある国はもっと積極的に参加できるようにしてほしいといったようなこと。あるいはその議論の結果を積極的に公開してほしいといったようなことを強く求めてきておりまして、そういった意味では、事務局も同じような性格の国際機関、例えばC o d e xですとか、W H O、F A Oといったところがあるわけなんですけれども、そういった国際機関に比べて、やはり意思決定過程が非常にクローズドである。あるいは透明性が低いという問題意識はあるようございまして、その改善には努めていると思います。少しずつ目に見える形でも改善されているとは思いますが。

ただ、非常に長い歴史もございまして、これは国際機関の中で最も古い国際機関の1つでございまして、なかなか一朝一夕に大きく変わるといのは難しい面もあるかもしれませんが、私どもとしては、今まさに御指摘いただいたようなことと同じような認識を持っておりまして、そういった点については引き続き事務局にも働きかけていきたいというふうに思っています。

あと、先ほど吉川先生からは大変重要な御指摘で、そもそもこのB S Eの問題にどういう戦略でO I Eが立ち向かおうとしているのかがよく見えないというお話がございました。このB S Eの問題というのは、O I E総会の場でも、実はO I E総会というのは何十もの疾病について毎年何らかの見直しがございますので、1つの疾病に割ける時間というのは本当は限られているはずなんですけど、実際にはこのB S Eが総会の丸々1日なり、あるいは1日半ぐらいかかってしまって、ほかの重要疾病について十分な議論ができないということで、O I E事務局は非常にこのことにフラストレーションを強めています。

このB S Eの議論というのは、どうしても科学的と言いながら政治的な議論になりがちで、各国の対立も非常に先鋭化するものですから、昨年もそうでしたし、一昨年もそうだったと思うんですが、各国の利害と言うと語弊があるかもしれないんですが、意見の対立をどうやって調整してまとめるかということに、事務局は非常に苦勞をしております。

いつまでもこのB S Eという問題にO I E全体として考えた場合には、B S Eだけを扱っていただければいいんだということでは絶対ないものですから、もっと畜産なり、あるいは人の健康という意味でももっと重要疾病というのはほかにたくさんあるわけですので、B S Eだけの議論をするということについて、非常にO I E自身がリラクタントになっているという面はあると思います。

そういう中で、昨年、一昨年の議論の流れを申し上げますと、このB S Eという病気はヨーロッパ、イギリスで始まって、現在でもヨーロッパと北米と日本ぐらいしか発生国というのはないわけですので、そういう発生の経験を持っている国はすべて先進国であって、多くの国は輸出国なんです。日本はその中で唯一大輸入国ということになります。

したがって、このBSEという病気を、先ほど吉川先生は共存するという考えがあるのかということをおっしゃいましたが、その辺、共存とまでは言わないのかもしれませんが、やはりある程度コントロール可能な病気であるという認識が高まってきているのは事実なんだろうと思います。従来、この病気は非常に恐い病気だということで、とにかく見つけたらたたくしかないということで、非常に強い措置をとってきていたのが、そこまでやらなくても、一定のコントロールを行えばこの病気は管理できる病気なんだという認識が先進国にはかなりあるのではないかと思います。OIEの議論を聞いていますと、この病気と付き合ったことのある国々の意見が非常に強くなっているような気がします。

それに対しまして、まだ発生を見ていない国、多くの途上国、あるいは日本も含めた農産物の輸入国といった国は非常に慎重でありまして、この病気を自分の国に持ち込みたくない、あるいは自分の国民の健康を守る、食の安全を守るという意識が非常に強くて、そういった国々からは、規則を緩めることについては非常に抵抗感があるというような、大ざっぱに言いますと、そういう構図が常にありまして、そこで意見の対立がかなりはっきり見られているのではないかと思います。

ただ、そこで私どもとして弱いのは、やはりこれは感情的なことを言っている、ルールというのは科学的な知見に基づいてつくっていくということですので、いたずらに恐い病気だから強い規制を敷くべきであるという主張だけをするのはやはりできないわけです。

今回の改正提案も、必ずしもすべてが科学的知見、新たなデータに基づいているものとは言えないのかもしれませんが、改正があったときにそれに反対する側もなかなか具体的なデータなり、新たな知見というものを示せないということで、どうしても抽象論になりがちだということところが難しいところではないかというふうに思います。

今までいただいた意見について、少し散漫になりましたが、そういう印象を持っております。

どうぞ。

○山内委員 吉川委員の意見に追加する形になるのかもしれませんが、フードセーフティーという面でのOIEの立場というのがはっきりしないんです。もともとOIEは歴史は長いですが、フードセーフティーに入ったのはBSEが初めてなんです。OIEの中にフードセーフティーのワーキンググループができてはいるんですが、一体そこがどういうふうにこの問題にコミットしているのか、それもわからない。あくまでも、OIEはこのBSEの問題を取り上げる時は、家畜衛生という視点であって、そしてその視点から貿易に関してどういうふうな対応をしたらいいかということしか見えてこないんです。ですから、やはりフードセーフティーにOIEがどういう形でこれから取り組もうとしているのか、そこをはっきり示していただかないと、我々としては非常にわかりにくいというふうに思います。

○釘田動物衛生課長 どうぞ。

○犬伏委員 この専門家会議という中で、私一人全くのど素人で、食べることだけの専門家という意味の立場から発言させていただきます。

今、コントロールを行えば管理できるという言葉があったのですけれども、本当にそうなのでしょうか？ 先進国のみで発生していたという話がありましたけれども、私の理解では、全頭検査を実施したのは多分日本だけだったのではないかと思っています。その全頭検査を実施した国として、今回、全頭検査をしてもしなくても見つかることが少ない、だから 20 か月未満は全頭検査の対象外にしましょう。これは、多分ふるいの穴が大き過ぎるというふうに思っているのですけれども、それがために外しましょうというのは、日本が全頭検査をやってきた経験から言っていることなのではないかと思うのです。これは、ある意味科学と言えるのかと思っていますのですけれども、今、ここで見せていただいた部分の中に、先ほど来先生方からもお話がありましたけれども、私には科学と思える説明は見せていただいてないような気がするんです。それがないと、食べるだけの専門家の方は大変不安なのです。コントロールできるというお話がありましたけれども、BSEを発生させないためには、飼料規制という部分で日本ではかなり徹底してきて、そのようなことでコントロールはできるのかもしれませんが、でも、それもまだはっきりと飼料だけというふうには聞いていないという気がしています。殊人への罹患率は盛んに報道などがされていますけれども、交通事故遭遇率と変わらないなどと言われていますが、罹患した人には 100 %です。しかも、本当のところどれだけの人が罹患したかという数字すらわかっていません。亡くなった人の頭の中を開いて見ない限り、きちんとした確定診断ができないので本当の数字はわからないというお話を聞いたことがあります。

そういう状況の中で、何を科学というのか、私にはわからない。そもそも発生したときに、日本人は非科学的であるという言葉が獣医さんの中からたくさん聞かされました。でも、何をもちて非科学的と言うのでしょうか。科学とは何なんでしょうという思いを私たちはずっと持ち続けているのです。そこら辺のところをはっきりしない限り、ここで言われているいろんな基準について、1つずつ違うのではないのかなと、非専門家としては思うのです。私たち食べるだけの専門家にここが科学だよ、ここまでがわかっていることだよ、コントロールされているよということをお知らせしてもらえない限り、理解できないというのが現状です。

○小野寺委員 一応、一つ若干解説めいたことを言いますと、14 ページ「『無視できるリスク』の条件の変更」をしたいということで、①で最終発生から 7 年以上経過して、8 年以内に国内で出生した牛で発生なしというところを変更したいという文章があるんですが、多分これはカナダの代表からあった意見で、必ずしも全員が OK していたわけではないのですけれども、恐らくカナダの代表も自分の国がやってほしいとは言っていないで、これはいわゆる一般的オーストリア問題とその場では言っていたんですけれども、オーストリアがたしか 2000 年に BSE が出て、その後ずっと BSE が出ていないから、一応来年ぐらいにはこれに該当するかもしれない。そうしたときに、果たしてそれを無視できるリスク

の国として認めるかどうかというところで、結構話が具体的になったんです。

実際、オーストリアで発生した牛では、確かにBSEがないけれども、ドイツから持ち込んだ牛にはBSEがあると言うので、国境対策がないということで、それはアメリカとカナダと同じような関係になっているわけです。それをなしと言っても、日本でこれを認めるか認めないかというのは、今度は多分食品安全委員会の方に話が上がると思うんです。ですから、そういう意味ではこの文章もかなり慎重にしなければいけないのではないかと思います。

○釘田動物衛生課長 ありがとうございます。

それでは、議論も個別に入りかけておりますので、先ほど申し上げましたように、改正提案の4つの提案がございますけれども、これについて1つずつ個別に御議論いただければというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、資料2に主要論点が整理されております。まず、1点目の無条件物品。いわゆる骨なし牛肉に課されている条件の見直しということになりますけれども、これについて御意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○山内委員 ここで、コードコミッションのレポートの中で、資料4-①の4ページの

Chapter 2. 3. 13というところに書いてあるんですけども、これまでの議論というのはほとんどが実験動物におけるTSEの研究に基づいていて、牛での研究に基づいたものがやはり重要なんだということを言っているんだと思うんです。

去年は日本では死亡牛検査と、もう一つはと畜牛でのだったと思うんですけども、末梢神経や副腎に出てきたということが1つの科学的根拠として、やはり30か月齢といったようなものではなくて、要するに感染している牛は危ない、筋肉そのものでも、危険性があるという議論をしていたと思うんです。

ところが、今度はそれを外すとす。外す根拠は、このコードコミッションの報告でもはっきりしていない。これは後で横山委員か品川委員に追加していただきたいんですけども、日本ではイギリスから送られてきたBSEと確認された牛でもって、やはり末梢神経とか副腎とかいろいろなところに、やはりウエスタンブロットで見つかったということをこの間の発表で聞きました。ですから、去年の日本で2例に加えて、更に例数が加わって、しかもこれはイギリスのサンプルでやられているということも1つの大きな根拠だと思うんです。

もう一つ思うに、特定危険部位のところ、扁桃はすべての月齢の牛から除去するとなっておりますが、扁桃に関する科学的根拠は実際には4頭中1頭が10か月で感染性を持っていた。ただし、その場合のそれを接種された牛での発病までの期間というのは非常に長かったということから、病原体の量はかなり少なかったのではないかと根拠なんです。それだけの根拠でも、全月齢から取るということをOIEは決めているんです。

一方、日本で去年2例、今度5例ぐらいあるんですけどか。そういったものがポジティブと陽性ときちんとわかってきているのに、扁桃と同等の対応ができないのかという点に疑

間を持ちます。

○山河委員 今の件に関してですけれども、ドイツでもたしか末梢神経で感染性があったという報告が1つあると思うんですけれども、それはトランスジェニックのマウスですけれども、そういうことを考えると、やはりBSEに罹患していた可能性のある牛を食料に供するという点に関しては、かなり危険があるというふうに認識しています。

○吉川委員 今の点で、先ほど生前検査と生後検査があれば自動的にBSEは排除できるのではないかというふうにコード委員会が考えたという説明をされていたと思うんですけれども、普通に考えれば、とりあえずと畜場の生後の検査でBSEは検査しない限りはつかまりっこないわけですから、目視検査でつかまるはずはない。そうすると、唯一頼れるのは、生前の検査ですけれども、これで異常を示したものだけがBSE牛だということはないことはだれでも知っているわけです。そうすると、そこで明らかなBSE牛と疑ったものは別としても、そうでないものは全部素通りするという条件になるわけであって、検査に合格していればBSE陽性牛が排除できるという論理は成り立っていないのではないかと思います。

ですから、少なくとも昨年新しい定義になったものを無視して、不明国の牛まで全部含めて無条件というのは、やはり矛盾している気がするんです。片方で不明国はSRMは30か月齢に対して12か月齢という、それだけのリスクを負っているんだということを言いながら、もう片方で骨さえなければBSEであってもいいんだよというのは、やはりちょっと強引過ぎるという感じがするんです。

ですから、そういう意味では必ずしも検査合格をもって、BSEが排除できるという科学的な考え方は現実的に成立しないのではないかと。片方でそういう不明国のリスクレベルというものをそこまで高く考えているなら、やはりそれなりの条件が付くのはやむを得ないのではないかなというふうに思うんです。

○山本委員 私も吉川先生と全く同じことを言おうと思っていましたけれども、やはりと畜場での検査というのは、基本的に目視なんです。目で見てわかることには限りがありますから、プリオンが見えるわけではありませんので、その危険を排除するという意味では、やはりこの条件というのは、今の段階ですぐになくしてしまうのは、ちょっとおかしい話であるというふうに考えます。

○品川委員 この生前／生後の検査ということの中身がよくわからないんです。少なくとも、日本の中ではこの死後の検査の中で今は20か月という線は引かれたものの、検査の中にきっちりBSEの検査は入っているわけですね。ですから、ここで言っているものというのはどういう内容かということが非常によくわからない。何でもいいということだと皆さんおっしゃっているように、非常に危ないものも入ってきます。

○川島国内防疫調整官 済みません、事務局の方から御議論の材料ということで、実は先ほど説明を割愛させていただいておりました、参考資料②というのが一番後ろの方にあるかと思えます。

ここで、実はO I Eの方で今、「食肉のと畜検査を通じた家畜衛生及び公衆衛生上のハザードコントロールのためのガイドライン（概要）」ということで、これはガイドラインの素案の段階でございまして、このものにつきましても、今回5月の総会で議論に付される予定になっております。

このガイドラインを定める経緯につきましては、いわゆると畜場の衛生管理措置につきましては、一般的には食品衛生の観点でC o d e xという機関がございまして、これが昨年リスク・ベースド・アプローチによる食肉安全の規範を1つにまとめて、過去にいろいろあったコードを体系的に1つのものにとりまとめるという作業をいたしまして、そこで食肉衛生規範、Code of Hygeienic Practice for Meat というものが採択をされております。

一方、O I Eはやはり家畜衛生の観点からもと畜場におけるインスペクションには、O I Eの立場からも一定のガイドラインを定めるべきであるという考え方に基づきまして、今、O I Eにおいてもやはりと畜場の基本的なガイドラインというものの策定作業をやっておるといところでございます。

その概要に書いてありますが、1ポツです。「家畜に係る家畜衛生、公衆衛生のリスクは地域や飼養管理システムによって大きく異なり、と畜検査は各国の状況と家畜衛生、公衆衛生上の目的に応じて個別に構築される必要がある」ということで、言ってみれば当然、今、先生方が御指摘ございましたように、臨床検査だけでもってB S E感染牛を排除できるということは、日本のデータ等から見ても言えないわけでございますけれども、そういった状況の中で、各国がいかなるインスペクションの具体的内容をとるかということについては、恐らくこのO I Eの考え方は、各国の公衆衛生なり家畜衛生の水準に応じて、各国がリスク評価なりをする形で定めていくべきであるというような考え方をとっているのではないかというふうに考えられるわけでございます。

○品川委員 そうすると、今の問題はどうなるんですか。要するに、生前／生後検査の合格という問題。要するに、これは現実問題としてB S Eを考えた場合、どうするかという問題があるわけですね。それで、勝手にしなさいということでやっているから、輸入のときにW T Oの方の問題で、1つどうしても気になってしょうがないのは、O I Eというのは何のためにあって存在しているのかというところまでいってしまうと思うんです。

○釘田動物衛生課長 その点は、いつもこの議論をすると問題になる点なんですけれども、これは結局各国の保護の水準に関わる問題なんです。

これは、すべての国が同じ食品の安全性、あるいは人の健康保護について、すべて同じ基準を適用するならば話は簡単なんですけど、実際にはそうではないわけです。国ごとに保護の水準というのは異なっているというのが現実だと思います。

このW T OなりS P Sの考え方の中にも、アプロプリエート・レベル・オブ・プロテクションという概念がありまして、それは各国が自ら自国の保護のレベルというのは基本的には決めることができるわけです。ですから、例えば日本人は食べ物の安全性について世界の平均的な人たちよりも非常に意識が高いからということで、それを高いレベルに置く

ことは、基本的には可能なんです。ただ、それが単なる貿易を阻害するために用いられてはならないわけですし、高いレベルに維持するのであれば、そのことが科学的に正当なものであるということを証明しなければいけないわけです。貿易を阻害するための偽装として用いられてはならないというのが、このW T Oの基本的な考え方です。

ですから、このB S Eの問題も、日本はB S E対策としても、あるいは人の健康保護の対策としても、全頭検査を始めとする非常に厳密な対策をとっておりますが、これを世界各国が同じことをやらなければならないかということ、必ずしもそうではないわけです。現実問題できない国もたくさんあるわけですし、そこがこの問題の難しさです。

ただ、日本が一定のO I Eの基準よりも高い基準で国内の保護レベルを維持していた場合には、その保護レベルが科学的に正当なものである限りにおいては、それを海外にも要求できるわけです。それが基本的な考え方です。ただ、その科学的に正当なものであるかどうかの立証というのは、非常に難しいと思うんです。

例えば、現実の問題として日本が全頭検査をしている。だから、海外にも全頭検査をしない限り輸入を認めないということはとりあえずできるのですが、その全頭検査というのが本当に日本の保護水準を一定レベルに維持するのに不可欠な措置であるかどうかというところが争われると思います。その意味で、昨年、全頭検査を20か月齢ということによって線引きをいたしましたけれども、ああいった議論というのは出てくるわけなんです。

○品川委員 今のことより大事なことなんです、科学的な意味合いということであれば、最初に私が伺ったことなんですけれども、今回緩和措置がかなりとられる、そのものについても、ここに出ている皆さん何人もおっしゃったように、科学的根拠というものが提出されない限り、これはどうにもならないことですね。一方的に科学的根拠を求めるだけではなくて、O I E自身が科学的根拠を提示するということがまず最初大事なことだろうと思うんです。

そういうことがなくてはしようがないし、先ほどの検査の問題。これはみんな同じだと思うんです。どの国が検査レベルが高い、低いということがあっても、それはいいかもしれないと言っても、一体この問題をどうやって解決するのか。要するに、輸出入の問題でなくて、これは輸入したものに対しての人間の健康問題が関わってくるわけですから、それを各国の検査のレベルがばらついているからもうしようがないんだという形で言えるものかどうかということなんです。

○釘田動物衛生課長 検査についてはしようがないということではなくて、そういう現実があるわけですので、先ほどの問題に戻りますと、生前検査、生後検査の中でと畜後のB S E検査を含めるかどうかというのは、先ほど川島の方が説明しましたように、各国で判断されるべき、選択されるべき事項だという整理がとりあえずなされるんだと思います。

○横山委員 事実としては、中枢神経系に異常プリオンたんぱく質が検出される牛では、少なくとも現行のS R Mにとどまっているわけではない。P r P S cまたはプリオンの感染性は、ドイツの報告でもそうですし、我が国の報告でもそうですし、少なくとも今のS

R Mの除去だけでは不十分である。それは1つの科学的な事実だと思います。

そうすると、では、そういう牛をどういうふうに排除したらいいか。今の通常の見視の検査であるとか、一般的な畜検査では、B S Eがすべて見つからないだろう。それももう一つの事実だろう。そうすると、B S Eの感染牛を摘発するには、ante-mortemなB S E検査で陰性であるということを付加する以外に、この1番のところをクリアーする方法はないと思います。

○釘田動物衛生課長　ここは、御意見は後で我々も整理したいと思いますが、1つだけ申し上げますと、ここはしよせんと言ったら語弊がありますが、文言の問題なんです。

例えば、私どもが昨年非常に努力して、先ほどの要件、つまりB S E感染牛でない、あるいは感染の疑いがないという要件を課していますが、それを何によって判断するかということまでは書いていないわけです。B S E検査によりとは書いていないわけです。ですから、その判断は依然として、国によっては目視で判断する場合もあり得るわけです。そこまではここには書いておりません。ですから、それはもっと突き詰めれば、ではB S Eとは何ぞや。B S Eの定義、あるいは診断の問題にいくと思います。そこがまだ恐らく十分整理されていない、あるいは国際的なコンセンサスがないというのが現実なのではないかと思えます。

○吉川委員　ちょっと提案なんですけれども、もしと畜前／後検査を合格したことが隠れみのというか、それによって正当化されるなら、今、言ったように、それは現実的に見逃さないということは不可能なわけですから、むしろその項目を取ってしまう。だって、これはB S Eに対してのコードですから、ここでやられる一般的なほかの感染症の生前／生後検査はどうでもいいことですね。ただ、そんな項目はなくて、むしろ去年入れた感染が疑われない、あるいは感染していない。これができないものの保証としては、32か月に陽性が出たということを受けて30か月以下という2つの防波堤を引いたわけですから、それなら速やかに生前／生後検査というものを取ってしまって、むしろ去年入れた2つを残す方が、国際的にはよりリスク回避としては現実的ではないかというふうに思えます。

○釘田動物衛生課長　個人的には非常によく理解できました。そういう議論が通用するかどうかはちょっと自信ありませんが、よく理解できる議論だと思います。

○川島国内防疫調整官　今、いろいろといただいた御議論の中で、ドイツの論文ですとか、是非我が国の感染牛の報告についても、やはり基本的には英語の論文で公表されているということが外国に対して主張していく上では必要不可欠になりますので、是非国内のものにつきましても、実はいろいろな末梢神経のデータなども、その後私どももフォローしておりませんが、外国の論文に投稿されたということであれば、そういったことを是非教えていただくなり、ドイツの論文とかも我々がコメントを考える上で引用できるかどうか考えていきたいと思えますので、その辺の情報提供を是非お願いをしたいというふうに思えます。

先ほどの御議論で、補足的に申し上げますと、今回の30か月齢ですとか、あるいは疑似患

畜でないというようなもので、インスペクションのところで担保する。あるいは吉川先生がおっしゃったように、逆にインスペクションではなくて、疑似患畜でないというところで担保する。いずれにしても、その国々においてどういう手法でもって、端的に言えばBSE牛を排除するかというのは、先ほど来御説明しておる公衆衛生なり保護の水準によって各国が決定すべきものであって、極論を申し上げれば、この改正がこういうふうに変更になったからといって、我が国が講じておるBSEテストがきちんとしたリスク評価において実施されているということであれば、これは当然、相手国に要求することまでをこの改正が排除するものではないということは間違いのないわけですから、あくまでそれを一律に排除の手段としてのBSEテストがこの中に入っているんだというふうにしてしまうと、これはすべて国際貿易、日本でない別の国が双方向、バイでやる場合も、それが必要なものになってしまうという意味になるわけですから、それがやはり途上国それぞれを含めて167か国の加盟国の中で実効的なものかどうかという議論も、一方でOIEという総会の場での議論になりますから、そういった観点も出てくるということはあるかと思えます。少なくとも、私ども今の限りで理解しておるのは、私どもが日本でやっておるBSEのテストは、多数決になりますから、今回のこの改正が仮にこのまま採択をされても、それが排除するまでにはならないし、そうあってはならないということは最低限考えておかなければならないことではないかと思っています。

○釘田動物衛生課長 それでは、この生前／生後検査の問題は大分御議論いただきました。

30か月齢の要件を撤廃することについて、何かコメントございますでしょうか。

○横山委員 OIE自身の中で自己矛盾を起こしていると思うんですが、サーベイランスのところでは30か月で区切っているわけですね。ところが、肉製品になるとそれは科学的な根拠がないというのは、まさにOIE自身の自己矛盾の問題点ではないでしょうか。

○山内委員 質問ですけれども、サーベイランスは今まで24か月ではなかったですか。30とOIEは示していましたか。日本は死亡牛は24か月以上ですね。

○川島国内防疫調整官 以前のコードを確認をしないといけないのですが、30か月齢でスタンディング・ポピュレーションの区分けのところは24できていたかと思えますけれども、対象は30ではなかったかと思えます。ちょっと確認をさせていただきます。

○釘田動物衛生課長 それでは、よろしければ、また戻ってもいいんですけれども、どうぞ。

○品川委員 要するに、今回、30か月以下という要件を課すということは科学的根拠がないとあるわけですね。ですけれども、逆に課さない科学的根拠というのはどうなんですか。要するに、裏腹の問題だと思うんですが、それはきちんと科学的根拠があるんですか。

○川島国内防疫調整官 そのことをやはり我々としても当然、事務局サイドに確認をすべき事項だというふうに思っております。

○釘田動物衛生課長 どうぞ。

○小沢委員 一番最初の御説明ですと、昨年総会には、EUがこの30か月齢以下である

ということに非常にこだわったというようなことを伺いましたが、今回、またここを外したいというふうに、科学的であるかどうかは別にして、非常に政治的なものを感じるんですが、EUも反対しているのにまだ出してくるというふうな背景というのは何かあるのでしょうか。先ほどの資料4のところにあったように、ただ単にこれは科学的ではないからということで、常にそこが論点になって外したがつているのか、その辺がよくわからないんです。

○釘田動物衛生課長　どうぞ。

○小野寺委員　その点1つ考えられるのは、英国の牛肉の問題だったと思います。英国の牛肉は一応30か月齢以上を食べていない。わかりませんが、世界で全然検査していない国で、ひょっとしたら英国と同じぐらい汚染している国があるのではないかと。そういうこともあって、30で線を引くのは適当だろうという話にはなっています。一応、英国も30か月法というのはやめようという話になっています。

ですから、そこでなるんでしょうけれども、こればかりは、検査していない国ははたしてどうなっているのかわからないからというのは1つあります。

○川島国内防疫調整官　今の山内先生から御質問のあった旧サーベイランスの基準ですけども、やはり30か月齢超でやっておりました。

○釘田動物衛生課長　各国の立場、EUの立場なども今、小野寺先生のコメントもありましたけれども、我々も今のところ必ずしも十分情報を持ち合わせておりません。これから5月の総会に向けていろいろな機会で見聞交換をするなり、そういう機会があると思いますので、また入手できたら何らかの形でお伝えしたいと思います。

○山内委員　先ほども申し上げたんですけれども、末梢神経などに病原体が見つかる場合には、今、日本で見つかったのは九十何か月だったかもしれませんが、イギリスの場合は知りませんが、とにかくこれはBSEが疑われて、検査で陽性だった牛だろうと思うんですが、そういう牛で末梢神経が見つかってきている。しかも、私が病原体の量としてウェスタンブロットで見せていただいた限りでは、かなり濃かったというふうに思いますから、そういうのが当然肉に入ってくるわけですね。ですから、どの月齢だってみんな大丈夫だなんていうことは言えないと思います。これは、間違いなく科学的に危ないということを書いていいと思うんです。

○釘田動物衛生課長　ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますので、ここではとりまとめは特にいたしませんけれども、いただいた意見を参考にさせていただきながら、私どもの意見をまとめていきたいと思っています。

それでは、次の論点に移らせていただきます。2番目の「各カテゴリーに区分するための要件の変更」ということで、例の「無視できるリスク」の要件を満たす要件として、最終発生が7年以上前に報告されたという要件から、いかなる発生も8年以上前に出生しているもの。発生時点ではなくて、その牛が生まれた時点で区切る。先ほど、カナダからの

アイデアではないかという御説明もありましたけれども、これについていかがでしょうか。
○山内委員 この無視できるとか、管理されたというのはサーベイランスに基づいているんです。ですから、サーベイランスのことも多少は考えないといけないんですが、サーベイランス基準を見ますと、まずこれは24か月以上でやるというところで、また30と違いが出てくる。これもよくわからないんです。たしか、これは10万頭に1頭というのがA群なので、そうするとこれはアメリカの場合だと、約一億頭いたら、1億頭中1,000頭以下ということになるんですか。それが定義として無視できるリスクと考えているんでしょうか。

○吉川委員 そうなります。

○山内委員 それでいいんですか。

○吉川委員 ですから、私は最初にOIEはこれでBSEに勝てると思っているのかと尋ねた訳です。だって、無視できる国になったら、肉骨粉でもSRM入りのでも何でも輸出できるわけです。そういう国とされた場合にはです。

○山内委員 まず、この汚染率がものすごく甘いのではないかと思います。

○吉川委員 基本的には、最終ケースレポートから7年という案は、余り科学的でないと思うんです。本当に効果的なフィードバンというのは何かという議論にまたなるかと思うんですけれども、最終的にフィードバンなり、完全飼料規制をやりサーベイランスを続けていて、何年か後まで出なければ、それで清浄国というふうにする方が科学的には正しいと思うんです。ただ、それが8年でいいかどうかというのは大問題です。先ほど、オーストリアが何年と言っていたけれども、大体平均的に考えて4歳ぐらいまで出ないですから、この間に4年間出なかったとって、それは汚染がないことを何も保証していないんです。

今、実際にEUの平均潜伏期が89か月とかあの辺までいっていますね。そうすると、8年間出なかった、かつ5万頭に1頭という規模かどうかわからないんですけれども、清浄国になってしまう。それで一番最初にOIEは本当にBSEに勝てると思ってこのプログラムをつくっているんだろうかという疑問を感じたんです。きっと統計学的に、例えば5万頭に1頭陽性牛がいたとき、あるいはそれ以下だったとき、8年間平均潜伏期の中で出る確率がどのぐらいで、見過ごす確率がどのぐらいなのか。あるいは多分、年齢別の分布状態はわかっているわけですから、プラスマイナスの標準偏差なり何なりを入れて安全を考えたときに、どこまで安全係数として平均潜伏期から上乘せしたらいいのかとか、そのぐらいのことはアドホック委員会でそれなりに議論されたんだろうと私は思うのです。それぞれA型サーベイランスとB型サーベイランスについて母集団を幾つか想定して、8年間出ない確率がどのぐらいで、出る確率がどのぐらいで、それを10年にしたらどうなるのかぐらいのシュミレーションがあった上でのデータだかどうなのかを私は聞きたいんです。

簡単に計算すると、アメリカは無視できる国になりますね。12年間明らかにポイントをオーバーしている。7年間以上規制していて、システムは一応でき上がっています。

○小野寺委員 私もアドホック委員会で大分言い合いしていたんですけれども、結局これ

はあくまでも暫定的なもので、一応毎年毎年数字は変えるんだということで、基のデータを見せろという話はなかなか見せてくれないということになっております。

ですけれども、毎年アドホックがやりますから、これはやはり甘いというのは毎年言っておいた方がいいと思います。

○山河委員 もう一つ、8年ということに関してですけれども、イギリスあるいはヨーロッパで非常に汚染されたときには5歳ぐらいが発症のピークになっていると思いますけれども、低汚染国、例えば日本の場合に、全頭検査を開始した時期の問題がありますけれども、6～9歳までほぼ均等に出ているんです。そういうことがあるので、ヨーロッパのデータでくられると、ちょっと問題があるのではないかと思います。

○川島国内防疫調整官 BSEのサーベイランスについては、今、小野寺委員の方からお話がありましたように、サーベイランスのアドホックに日本の専門家ということで小野寺先生に入っていて、昨年こちらでいろいろ御意見をいただいた際にも、例えば先ほどの山河委員の方からの、日本のような低汚染国のデータでもってサーベイランス基準を検証してみたらどうかというようないろいろな御指摘がありまして、そういったことについても含めて御議論いただくということで、小野寺先生にアドホックに入っていています。

ただ、残念なことに、日本のデータは臨床症状牛がおりませんので、いわゆるこのサーベイランスのモデルになったB surVE型サーブの中に、イギリスでつくられたデータの中に入れても、日本のデータでもってサーベイランスのポイントを算出することがまだできない状態のようでございます。ただ、そういったEUの中での低汚染国のようなものを取り出してデータを別途分析すれば、また違ったポイントが出てくるかもしれないというような御意見とかはありまして、これについてももう少し知見の集積を待って、引き続きこのサーベイランスについては見直しを継続していくということで、このサーベイランスのアドホック委員会は今後も続行をしていくというふうに聞いております。

小野寺先生、そのような理解でよろしいでしょうか。

○小野寺委員 ですから、これもまた問題提起がおかしいと言わなければ、結局そのままいってしまいますから、毎年おかしいおかしいと言って、去年より今年の方が少し直ったかな。しかし、10%ぐらいしか直っていないなと感じて、毎年言わないといけないという話になるわけです。

○吉川委員 カテゴリーのところちょっと気になったんですけれども、3つに分けると去年の提案があって、先ほど言ったように、無視できるものもいろいろ問題があると思います。管理されたのもそうですけれども、不明国というのは、1と2に入らないものが不明国だというんですけれども、例えば日本は当たり前で、もしB型サーベイランスをやるとして、今のようにポイントが足りないんですね。どう計算してみても足りないです。そうすると、日本は不明国になるんですか。どういう考えをとるべきか、私は非常に悩んだんです。

○川島国内防疫調整官 今回のこの考え方は、先ほど言いましたように、まず自国でリスク評価をして、過去の輸入実績なり、あるいは国内におけるフィードバン規制、循環、暴露リスクが無視できないとなれば、それはA型サーベイランスを実施して、その結果として、今の現行のコードで言いますと、30万ポイントの得点に達するまでのサーベイランスをやった結果として、何頭かの感染牛が確認されるということになったとき、その感染牛がいつのものであったという要素が組み合わさってどのカテゴリーに入るかが大体見えてくるわけです。実際にはOIEに申請してからではないと認定はされませんが、そういう形で、自国のことをある程度推測することはできるかと思います。

日本について当てはめてみると、現行のコードで言うと、やはり直近にも感染牛は確認されており、ポイントは算定をしてみないとわかりませんが、少なくとも臨床症状牛は基本的に見つかっていない。年間120万頭程度の健康牛をやっておりますが、これが大体0.1ポイントになりますので、120万頭いて12万ポイント。その他の死亡牛といったものの累積でもって、これは7年間有効というふうになっておりますので、そういう意味でいうと、A型サーベイランスのポイントを達成することは、今の30万ポイントであれば勿論難しいわけではないです。

○吉川委員 そうすると、その間は日本は30万ポイントに達するまでは、どんなに全頭検査して頑張っても不明国という定義になるんですか。

○川島国内防疫調整官 恐らく、実際は実績がありますので、30万ポイントは達成していると思います。

○吉川委員 ですから、もし日本と同じような国があつて達していない場合は、それだけの検査をしてもそれは不明国というカテゴリーに入るんですかという質問です。

○川島国内防疫調整官 それは、そういうことになろうかと思います。

○吉川委員 サーベイランスのデータをどう解釈するかというのは、実はこれを見てもよくわからないんです。例えば、B型サーベイランスをして、出なければ出ないでいいですけども、出た。5万頭に1頭はたまたま偶然うまくつかまってきた。しかし、それが今度の基準であれば、もし採用されるなら、8歳以上であればそれは無視していい構わないという考えでいいということですか。

○川島国内防疫調整官 今回の改正案はそういうことになります。今の現行のものであれば、リスク評価をして過去の侵入リスク、暴露リスクが極めて低いという国は、まず一旦B型サーベイランスをやって、15万ポイントに達するまでのサーベイランスを一定期間のうちにやった。その結果として、場合によってはその中で確認された感染牛が3年前に確認されたということになれば、それは真ん中のコントロールリスクグループに分類されますし、輸入牛だけでしたというようなことであれば、それは今のコードでやればネグリジブルに入るわけですが、今回の改正案によると8歳以前ということに要件が変更されます。仮にそういうものが見つかったとしても、それが10年前に生まれたものであるということが確認されれば、それは無視できるリスクの国に分類されることになっているという提

案が出されているということです。

○吉川委員 そうすると、例えば私はカナダの場合でちょっと計算してみたんですけども、累積ポイントはもう十分にいっているんです。去年の12月の時点でやると、今年の6月をもって無視できる国に行くんですけども、もう一個のルールが発生牛を含めて異常で疑ったものはポイントを超えてもやれと。それで、4頭目が出た瞬間に、2000年生まれですから、再びルールは元に戻って2008年以降になっていくんですけども、そういうことはありということなんですか。これはどういうふうに考えるんですか。

例えば、15万ポイントに達したから、もはや全部やめてしまおう。私は無視できるリスク国になったんだから、今後、サーベイランスは一切やらない。ただ、1個だけ簡条書きがあって、臨床症状でBSEと疑ったら、ポイントを超えてもやれと言ったのでやりました。

○小野寺委員 それは、B型サブでは別名メンテナンス・サーベイランスと言って、その国が清浄であるということを示すために永遠にやらなければならないんです。ですから、15万ポイントに達しても。

○吉川委員 A型サブは30万ポイントに達すれば、もはややらなくていい。

○川島国内防疫調整官 それは、Aを続行するんですが、今回の改正案だと、Aを一旦30万ポイント達成した後は、B型に移行してもいいでしょうという提案が今回なされているんです。ですから、サーベイランスをある時点でポイントを達成したらやめていいということにはなっていません。あくまで、そのサーベイランスは勿論続行した上で、その過程で見つかったら、当然その見つかった患畜の状況に応じてまたランクが下がってしまう。

○吉川委員 無視できる国から、突然管理した国に戻らなければいけないということはある得るということですか。

○川島国内防疫調整官 そういう可能性はあり得るという提案だろうと理解しています。

○吉川委員 わかりました。

○山内委員 もう一つ、フィードバンのことですが、OIEが言っているフィードバンは、部分的なフィードバンですね。反すう動物に肉骨粉を与えないという形ですね。日本、EU、スイスなどというのは全面禁止ですね。部分的に豚や鶏に与えていけば、交差汚染で感染するというのは、イギリスでも4割近いBSE例がそうであったし、日本は今まで見つかったのは多分全部交差汚染と考えられる。少なくとも、部分規制をして肉骨粉をやっていないという牛でBSEが出ているんです。そこをどう考えるのか、ちょっとよくわからないんです。

本来でしたら、フィードバンというのは全面的フィードバンということを使うべきなんですけど、OIEのコードは反すう動物だけとはっきり書いてあるんです。

○川島国内防疫調整官 OIEのコードは、例えば資料3-①「仮訳」のところの5ページ目をお開きいただければいいかと思います。

その中段ほどに、3)のところ「ii) 適切なレベルの管理 (control) と査察 (audi

t)を通じて、少なくとも8年間、反すう動物由来の肉骨粉又は獣脂かすが反すう動物に給餌されていないことが証明されていること」ということで、この考え方は基本的には、当然交差汚染のリスクはあるわけですがけれども、それは科学的な見地から見れば、その反すう動物のものがきちんと実効をもって反すう動物に給与されないという体制が確保されていれば、コード上はそこを規制をしておけば足りるのではないか。それが現実には交差汚染も含めてきちんと担保されているかどうかというのは、やはりその国の実効性を各国がきちんと検証するという形でやるということかと思います。

ちなみに、我が国の場合は、勿論牛の肉骨粉は豚、鶏も含めていくようにはなっておりません。鶏、豚の肉骨粉も牛には給与はされないことになっておりますけれども、区分管理ができるという要件が整う場合には、鶏のものは鶏に給与することは認められているというのが、今の日本の飼料規制の状況かと思います。

○山内委員 今、言われた科学的根拠というのは、単に理屈だけであって、現実にはそうでないということが実証されているんですね。そこが確実に部分管理や何かでできるという国は、まだできていない。少なくとも、今までそういうはっきりした証拠は出ていない。そこでもって科学ということと言われるのは、非常におかしいと思うんです。理論的にだったら、それは当たり前の話です。それができないところに問題があるんです。

○品川委員 このサーベイランス基準の変更のところで、すべての臨牀的に疑わしい牛ということに関しても、全く今と同じことなんです。要するに、BSE、あるいはスクレイピーを含めてなんですが、BSEの場合で特徴的なのは、理論的にこうだと言っても、現実には全然違っているということがいっぱいあるということなんです。

ですから、おまけにサーベイランスのA型だB型だといったとしても、サンプリングということ、いわゆる悉皆調査ではないような形のものであればどうなんだろうという問題があると思います。

○小野寺委員 最初の山内先生のお話で、結局コンプライアンスというのは文章の中に出てこないということで、少なくとも数値モデルにはコンプライアンスの方法はないということで、あくまで理論的なことになるんです。

あともう一つ、サーベイランスに関しても、実際にはこれは何をもって発症牛にするかというのは、なかなか難しいところで、私たちはそんなに見つかるものではないだろうというふうに言っているんですけれども、あるはずだと頑張るところもあって、そこでお互いに毎年同じ議論をしても少しずつ議論が進むのかなという格好で、恐らく当時、欠席していた委員もいるもので、欠席していた委員はどうなんだと後で別なところでつかまえて聞いたら、また別な意見だということもありますし、ですから、これもおかしいおかしいと毎年言わないと、1回言ったら聞いてくれるという世界ではないみたいです。

○吉川委員 やはり、根本の考え方になると思うんです。ですから、無視できる国というのは、確かに論理からするとリスクがネグリジブルだから、論理とすればリスクが無視できるなら何でもありでいいではないかという議論になるけれども、しかし明らかにこのサ

一ベイランス、あるいは今の飼料規制も含めて、ネグリジブルと言っているけれども、清浄国であると言っているわけではない。逆に言えばあるレベルの汚染は認めた国なんです。これに対して、肉骨粉であれ、油かすであれ、SRMを飼料としてつくったものであれ、すべて解除するという方向が本当に正しいのか。最初に言ったように、それで世界中からこういう科学的理由でそこまで緩めたとしても、昔ハーバードがやったように、BSEはなくなるという科学的保障があればいいですが。あるいはカナダも出ないと言って、2000年生まれが出てしまって、多分4頭目どういう説明をするか私は興味津々なんです。

やはり、一方に現実があって、もしそれをアクセプタブル・リスクレベルとして受け入れるなら、こういう科学的根拠で止まっていない国から貿易をしたとしても、それは広がらないだろうという根拠を示さないといけません。この提案は明らかにデスクワークのなせるわざで、ネグリジブル・リスクと自分で定義しておいてすべてを決めていく。しかし、こういう対象になった国が、それは本当に無視できるレベルのリスクなんだろうか。それが保証されないと、やはりおかしいことになるので、かつての清浄国と、ここで言うところのネグリジブル・リスク国には、現実問題として随分な差を感じるんです。

○川島国内防疫調整官 私どももそういう考え方でありまして、少なくとも今回のネグリジブル・リスクの区分要件の1つである出生をもって要件にするという見直しについては、慎重に議論しないとイケない。特に、サーベイランスの水準が少なくとも従来の100万分の1から10万分の1なり、5万分の1に緩和された中で、本当にその国において8歳以前のもが出てきているという中で、では5年前に生まれたものに出ているのかどうかということ立証するのは、サーベイランスをきちんとやるかどうかということでもって証明をされるわけですから、その摘発水準が国際的に見て、今の10万分の1とかというところで設定することが妥当かどうかというようなことについては、やはりいろいろな慎重な議論が必要だろうというふうに考えております。

やはり、国際的な議論の中では、恐らくそういう科学的な知見を先方から出してほしいという要請は、勿論考えて主張はしないといけないと思いますけれども、やはりこちらでもってこうこうこういうデータでもって考えると、常にネグリジブルに上がった国がこちらに落ちてしまうというような事態が起こり得るといような反証を持ってコメントをやる必要がやはりあるかと思っておりますので、是非いろんなところでデータの解釈なり、データそのものでできれば専門家の委員の先生方の御指導をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○吉川委員 是非、カナダの計算をしてみてください。単にしゃくし定規に累積ポイントでやって、もし彼らが言っているところの異常牛の1割が臨床牛の中に分類されたとすれば、あっという間にポイントは15万をオーバーしていきます。先ほど言ったように、2006年3月か4月、ネグリジブルリスク国に入って、もしあのおときまだ拡大サーベイランスをしていないで今回の2000年生まれのものが見つからなかったとすると、カナダは多分発症牛を含めたままネグリジブル・リスク国になっていくということになるんだと思うんで

す。そういう国に全くフリーハンドで貿易が行われて本当に勝てるだろうかというのは、私の心配です。

○川島国内防疫調整官 それと、主要論点の中にも書かせていただいておりますが、実際に8歳で出たときに、無視できるリスクの国に8歳以上の高齢牛は汚染されている可能性がある。8歳未満のものは不利である。1つの国に汚染牛群と非汚染牛群が並存するという中で、その8歳をきちんと区分できるのかどうか。そういった牛が、例えばと蓄場で処理する過程において、その区分処理がきちんと担保できるのかどうか。これは付随的な問題になるかもしれませんが、そういう実行面での問題も当然、今回の提案ははらんでいるというふうに理解しておりますので、そのところについてもいろいろ御意見をいただきながら、当方の考え方をまとめていきたいというふうに考えております。

○釘田動物衛生課長 それでは、既に2点目の論点から各論の3点目、サーベイランス基準の変更の論点も大分御議論をいただいたかと思えます。サーベイランスの方は、A型、B型の水準の問題ははかなり緩い、甘い基準なのではないかという御指摘がございました。

2つ目の「緊急と殺牛」と「死亡牛」を統合するという考え方自体は、悪いアイデアではないと思うんですが、問題としては臨床症状牛の扱いというのが一番の問題ですから、むしろその扱いというのが今後、議論の論点になるんだろうと思います。

3点目の疑わしい牛は、累積ポイントにかかわらず検査されるべきというのは、考え方としては正しい、真っ当な考え方で支持できるのではないかと考えております。

サーベイランス基準のところ、もう少しコメントがあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉川委員 済みません。私はよく理解していなかったんで、A型サーベイランスは累積ポイントだっていうと、ある年、例えば最初の3年間めちやくちやくさん調べて、もうあと9割やったから1割ずつちょこちょこっとやっていけば、当然出てこない。8年間出さないなどというのは、悪いことを考えればすぐにできることです。

それで、片方Bに入れば、これは持続型だから毎年15万ポイントにいかなければいけない。A型は累積30万で、サーベイランスの意味として、これは論理的に本当に正しいですか。サーベイランスを何のためにやるか。そこには、やはり継続性とかコホート群からどういうふうを選んでくるかとか、統計的な問題とか、そういうものの担保があった上での継続性で、例えば管理の有効性を評価するとか、浸潤度の変遷を見るという考えであるなら、累積ポイント制というのは、一体何を保証しようとしてつくっているのか、私にはよくわからないんです。

○小野寺委員 これも、専ら向こうでも押し問答の限りで、基のデータを見せるの世界で、見せられないデータであります。ですから、実際にA型サーベイランスということは、世界のある方が計算した結果、これはイギリス及びEUのデータだということをやったようですけれども、その数値モデルでやったということですから、これに関しても、あくまでも暫定的なもので、これに関しては、特に症状牛が余りにもポイントが高過ぎるとい

うので、もうちょっと症状牛のポイントを低くしてということに、だんだん話は向かいつつあるんですけども、これはまだ改善の一途です。ですから、もう少しポイントを何ゆえにこういう強引な数字にしたのかということに関しても、かなりあれです。毎年言って、少しずつ変わっていくという世界です。

○吉川委員 個人的に、もしポイント制にするなら、もう少し全体のサーベイランスのデータが必要なるかもしれないですけども、日本は極端ですけども、少なくとも肉牛と乳牛にはかなりの比率の差がある。ですから、せめてそういう配慮、臨床牛に高いポイントをやるぐらいなら、乳牛と肉牛についても、それなりの配分をして、よりリスクの高い、本当にサーベイランスの対象となる牛を選び出さないとすべきです。何のためにサーベイランスをやるのかだんだんわからなくなって、ポイントだけをクリアすればいいのかという考えになってしまうと、サーベイランスをやることの趣旨は随分ずれてしまうと思うんです。

ですから、せっかくそういう議論をされるなら、今までのそういうデータを振り返って、そういう重み付けについても、単に臨床カテゴリーと年齢だけではなくても、あるいはそういう地域特性があるなら、そういうものの重み付けを考えると、少しそういうのを国別に適用を考えてもいいよとか、高汚染国と低汚染国では少し考え方を変えるとか、そういう議論があってしかるべきではないか。また、そういうデータの分析も必要なのではないかという気がします。

○釘田動物衛生課長 ありがとうございます。

日本は全頭検査をここ数年やってまいりまして、恐らく世界で最高レベルのサーベイランスをやってきたのだらうと思います。そういったデータの蓄積もございますので、やはりこの分野では日本の知見に基づいてきちんとOIEにもインプットしていくべきであろうということは、今までも御指摘いただいております、専門家の方々の御協力もいただいて、そういう方向で取組みたいというふうに思っています。日本がそういった非常に高いレベルサーベイランスをやっているにもかかわらず、今の方式ですと、日本のサーベイランスは余り評価されないということで、非常に違和感を覚えているというのが私たちの実感です。やはりそこは適正に評価されるべきであろうし、今、幾つか非常に重要な点を指摘いただいたと思いますが、そういった問題点についてきちんと指摘していきたいというふうに思っております。

○山内委員 その前に質問ですけども、サーベイランス基準で通常と殺牛だけなんで36か月にしているんですか。

○川島国内防疫調整官 そこは、具体的な説明は私どもも承知をしておりますが、恐らくこれまでの発症の統計的なものから導き出されているのではないかと思いますけれども、ちょっと確認をしたいと思います。

○山内委員 それも矛盾ですね。BSE様症状牛が30か月と言っているわけですからね。ちょっとここは確認しておいてください。

○釘田動物衛生課長 それでは、論点の最後のその他に2つございます。これは比較的わかりやすい改正提案だと思うんです。

1つは、コホートの範囲の見直しで、いわゆるプロジェニーのコホートという概念をなくす。

もう一つは、T S E 因子の存在というのをB S E 因子に限定するという考え方の2つでございますが、これについて御意見いかがでしょうか。

○山内委員 まず、細かい点なんですけれども、B S E 因子とかT S E 因子ではなくて、これは病原体というふうに言っていたきたいです。実際に、O I E コード改正案で一番最初のところだけは病原体と訳しながら、あとは全部因子にしているというのは、やはりまずいと思います。

○吉川委員 垂直感染に関しては、私は余りフォローしていませんが、昔、スミスさんとか結構大規模なものをやっていたね。あれはもう垂直感染はないという結論が出たんですか。多分、それが今度の提案になって響いてきているのか。だって、ほかに余り科学的なデータがあるとは思えないので、あの実験データぐらいしかないのではないかという気がするんです。

○山内委員 あの実験データは、10%だか何%かの可能性は否定できない。ただし、そういったものがあっても、感染を広げる原因にはならないだろうという結論だったんです。ですから、垂直感染が全くないというデータではないです。

○横山委員 その先、特に情報はないと思います。

○吉川委員 でも、わざわざアドホック委員会でこれを議論して、これを削除しようとした限りは何らかの議論があったのではないですか。

○小野寺委員 いや、聞いてないです。

○吉川委員 では、コード委員会かどこか別のところから流れ込んできたということですか。

○川島国内防疫調整官 その改正提案についてのデータなりの説明をきちんと求めていくことが必要なというふうに思います。

○釘田動物衛生課長 それでは、大体時間も少なくなってまいりました。全般の議論で何かあればお願いいたします。

○小沢委員 よくわからないのですが、一番最後の従前がT S E だったのをB S E にするというのは、これも何かしら背景があつてのことでしょうか。少なくとも、T S E は動物間で感染し得るということに変わりはないとは思っているんです。

○川島国内防疫調整官 これは、この改正コードがB S E を対象にしているということがまず一点あると思います。それから、B S E の病原体の感染性についていうと、恐らくその他のB S E 以外の病原体、例えばC W D ですとかスクレイピーといったものが、牛に感染するというような易学的なデータといったものがそろっていないので、B S E はB S E の因子だけで当面整理しようという考え方ではないかと恐らく思いますが、小野寺先生、

よろしゅうございますか。

○小野寺委員 BSEとTSEはなかなか複雑なんですけど、例えば羊にもBSEがあるのではないかという話になってしまって、その辺は少なくともコード委員会の方で変わったのであって、もっともアドホックではBSEとTSEに線を引くかというところまでは余りいっていなかったと思います。

○横山委員 BSEのステータス評価の中に、昔スクレイピーであるとか、その他の動物のプリオン病の調査の項目がありましたけれども、OIEとしてはそれも併せてもう無視するというような考えでいいんですか。

○吉川委員 項目はないですよ。

○横山委員 もうないですか。

○川島国内防疫調整官 お手元に配っております資料4-①の5ページに戻ります。第1パラの3行目です。英語で恐縮ですが「other TSEs was deleted from the BSE chapter, because there is little evidence that surveillance information」というようなことで、資料4-①の5ページ。右肩の方にページ数が小さい字で打ってあるかと思います。第1パラの3行目辺りに、今回、BSEの因子のところを恐らくTSEに、エージェントに直すというような趣旨が数行記載をされている。これが理由かと思います。

○小沢委員 お伺いしたいのは、私は全く専門家ではありませんから、先生たちはこの問題についてどんなふうにお考えになるのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○釘田動物衛生課長 いかがでしょうか。

○吉川委員 多分、議事録が残っていれば、私は去年は反対のことを聞いた記憶があるんです。本当にここにTSEという概念で入れるんですかと言って説明を求めて、余りよくわからない説明だったような気がするんです。

ここで問題にしている病原体を含めて、全部BSEというふうに明記した方が理解はしやすくなる。ただ、先ほどちょっと小野寺委員が言ったように、ほかの反芻動物にいてスクレイピーとかと見分けがつかない格好でいってしまったBSEについての扱いが、逆にやや難しくなるかなと。前のようにぼわっとTSEというふうに含めておけば何でもありという格好になります。BSEになったらかなり明確にはなるんですけども、ただ自然界では結構例外事例の多い感染症なので、正直そこだけ悩んだんです。

○横山委員 私は飼料規制がどこまでしっかりされているかどうかにかかってくる問題だろうと思います。イギリスで起こったことが、オリジンが不明であるにしても、例えば羊のスクレイピーが原因であるということが考えられている例もあり、それがよその国で起こらない危険性はないだろう。それを防ぐためには、やはり鹿であるとか羊であるとかも含めて、反すう動物から反すう動物への飼料規制をどういうふうにコントロールするか、またそれが起こらないようにするかという意味合いでは、TSEという大きくくりの方が妥当であるというふうに思います。

○山内委員 私もT S Eの方がいいと思うんです。ただ、今の5ページのを見ていると、T S Eを除外するという要望はニュージーランド辺りから出てきているんですね。ということは、あちらの方がスクレイピーとかいろんなものまで問題にされたらいけないという気持ちだったのか、その辺の背景はわかりませんか。

こういう考え方がアドホックグループでも支持されたというふうには書いてあるんです。

○川島国内防疫調整官 今、ニュージーランドにおいてはスクレイピーそのものは発生はしていないです。ですから、そのことが提案の理由かどうかというのは。

○山内委員 ニュージーランドと南米の幾つかの国がそういうことを提案してきた。ヨーロッパからではないということなんです。何となくよくわからないという気がします。

○釘田動物衛生課長 それでは、長時間の議論をいただきましたが、時間を過ぎておりますが、最後に全般的なことで何か是非ということがあれば、どうぞ。

○品川委員 こういう提案を日本の方からは是非していただきたい。というのは、ここに出てくる場合、提案に対する科学的な根拠というものを必ず付けるということですね。

例えば、アドホック委員会の報告なら報告にも、議論したことについての科学的な根拠を付けるということ。変更する場合、なぜ変更するのか、その理由。それに関する科学的な根拠。そうしないと、O I Eというのは科学的根拠という隠れみのあるを使いながら、科学的な論議をしないという形に誤解されるおそれがあると思いますので、是非これは提案していただきたいと思います。

○釘田動物衛生課長 今の点につきましては、特にB S Eの場合は、現在とられている措置があくまでも暫定的に決められている性格のものがたくさんあるんだろうと思います。必ずしもすべての措置が科学的な裏付けを持って、きちんと決まっているわけではない。ですから、その後のいろんな易学的な状況を見て、見直しの議論が出てきているというのは、それなりに流れとしてわかる部分もあるんです。したがって、それを変えるべきではないというのであれば、それはそちらでまた科学的な根拠を出す必要があるんだろうと思います。そうでなくて、双方科学的根拠がないままに変えるべきではない、いや変えるべきだというのは、水掛け論になってしまうんだろうと思います。

それでは、時間が過ぎておりますので、もしよろしければこれで終わりにしたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。昨年、一昨年に引き続きまして、こういった会合を持たせていただきまして、本日も大変貴重な御意見を多数いただきましたことに、感謝申し上げたいと思います。

今後のスケジュールとしまして、1週間後ですけれども、来週の火曜日、消費者団体の方々とのリスクコミュニケーションを同じテーマで予定しております。その場での御意見も踏まえまして、私どもとしましては、今後厚生労働省・農林水産省共同でO I Eに提出する意見のとりまとめを行っていきたいと思っております。

また、その過程におきまして、個別に先生方に御意見をいただくなり、お知恵をいただ

く機会もあろうかと思えますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これで本日の専門家会合を閉会としたいと思います。大変ありがとうございました。

－ 閉会 －